大気汚染防止法施行令 (昭和四十三年政令第三百二十九号) (抄)

二 製鋼の用に供する電気炉	製 銑 の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)	掲げる施設とする。   (要排出抑制施設)	改正案
	(新設)	(新設)	
			現
			行

(傍線部分は改正部分)